

平成 22 年 5 月 6 日

各 位

会社名 モリシタ株式会社
代表者名 代表取締役社長 森下 茂樹
(JASDAQ・コード番号 3594)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理本部長 本澤 久信
電 話 06-6262-1308

定款一部変更および当該変更決議の取消並びに株主総会招集通知の一部訂正に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 24 日開催の取締役会において、平成 22 年 5 月 19 日開催予定の第 59 回定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議し、本来ならば同日付で適時開示すべきものを失念しておりました。なお、本日付で当該決議を取消することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

定款一部変更について

1. 変更および取消の理由

当社は、平成 22 年 2 月期末時点において、636 百万円の債務超過であり、株式会社ジャスダック証券取引所の定める株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 4 号に抵触することとなるため、有価証券報告書の提出日（平成 22 年 5 月 20 日）に整理銘柄指定、その 1 ヶ月後に上場廃止となりますので、経営コストの削減や機動力の改善など事業推進の環境を整えるため、関連する定款の一部を変更することとしておりましたが、その後譲渡制限を付すことによって上場廃止後の株主の皆様への換金可能性を著しく奪うことになるため、当該決議を取消することといたしました。なお、株式の譲渡制限につきましては、今後株主様の意向に配慮し検討いたします。

2. 取消された決議の内容

株主総会の招集通知には、以下の変更が行われるものと記載されておりますが、本日常該決議は取消されましたので、株主の皆様におかれましては、ご注意頂きますようお願いいたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第 7 条 (株式の譲渡制限)</u> <u>当会社の株式を譲渡により取得するには、</u> <u>取締役会の承認を要する。</u>
(新設)	(以下、条数繰下げ) <u>附則</u> <u>第 1 条 但し、第 7 条 (株式の譲渡制限) および同条</u> <u>新設に伴う条数繰下げの変更の効力発生日は、</u> <u>平成 22 年 6 月 21 日とする。</u> <u>なお、本附則は効力発生をもって削除する。</u>

3. 株主総会招集通知の取扱いについて

株主総会招集通知の取扱いにつきましては、確定次第お知らせいたします。

以上